

対外活動に関する承認規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 4 条に基づき、本会の会員（以下、会員に所属する者を含み「会員」という）が本会の活動の一環として外部の機関に対し、本会を代表する者として活動（以下、「対外活動」という）する事を承認する手続きを定める。（対外活動を行う者を以下「対外活動会員」という）

(具体的な活動内容)

第 2 条 対外活動とは次の事項を、本会の名前を使って行う活動をいう。

- (1) 講演
- (2) シンポジウム、ワークショップ、討論会等での演者
- (3) 寄稿
- (4) 各種検討会、委員会等の委員などの構成要員
- (5) 意見招請における陳述人
- (6) 雑誌、新聞等のインタビューでの意見陳述
- (7) その他本会を代表する者としての対応が必要な場合

(承認方法)

第 3 条 対外活動会員の所属する組織の長は、次の内容を運営会議に諮り承認を得る。

承認申請には、付表－1 もしくは同等の様式を用いる。

- (1) 活動の種別（外部からの依頼か自発的か、第 2 条の種別）
- (2) 依頼元、関連機関名又は場所 ※依頼を受けた場合に明記
- (3) 活動予定期間
- (4) 活動概要
- (5) 本会にとっての意義
- (6) 活動予定者の氏名および活動の基盤となる本会における身分
- (7) 費用（報酬の有無、出張費の要否）
- (8) その他特記事項・活動条件（成果物に対する知的財産権の扱い等）

(経費支給)

第 4 条 第 3 条の手続きにより承認を受けた対外活動に対しては、必要な経費を国内旅費規程（JAHIS 規程 5009 号）、海外旅費規程（JAHIS 規程 5010 号）に則って支給することができる。

(結果報告)

第5条 対外活動の結果については、活動終了後速やかに運営会議に報告する。実施期間が長期に渡るものについては、随時中間報告を行う。

(知的財産権)

第6条 本活動に係わる知的財産権の取扱いについては、別に定めるガイドラインに従う。

附則 (平成22年10月1日)

1 この規程は平成22年10月1日より施行する。

附則 (平成25年1月17日)

1 この規程は平成25年1月17日より施行する。

登録番号： _____ 年 月 日

承認者
運営会議議長

申請者	
組織名：	
承認 ※	作成者

※：組織の長もしくは運営幹事

JAHIS対外活動に関する申請／承認書

種別	依頼／自発	外部からの依頼(依頼元に記載) / 自発的 (※:どちらかに○) 依頼元: _____ 注1
	内容 (※:該当する活動に○をつける。 (複数可))	(1) 講演 (2) シンポジウム、ワークショップ、討論会等での演者 (3) 寄稿 (4) 各種検討会、委員会等の委員などの構成要員 (5) 意見招請における陳述人 (6) 雑誌、新聞等のインタビューでの意見陳述 (7) その他本会を代表する者としての対応が必要な場合
機関名・書籍名・大会名等		
場所		
期間		
活動概要 (発表・投稿等の内容)		
活動の目的及び意義		
活動者	所属組織 委員会	
	氏名	
費用	報酬の有無	有り / 無し (※:どちらかに○)
	出張費の要否 (※:どちらかに○)	要 (自発活動、依頼元から支給なし、会社支給なし、報酬不足 等) 不要 (依頼元から支給有り、会社支給有り、報酬充足 等)
その他特記事項・活動条件(成果物に対する扱い等) 1) 資料を利用した発表・説明・投稿を行うか ① 行う(→ 2)3)4) へ) ② 行わない(→ 終了) 2) 資料の内容に関する関連団体はあるか ① ある ② ない(→ 4) へ) ↳ 団体名: _____ 3) 資料に関して関連団体の了解が必要か ① 必要 ② 不要 ↳ a) 得た b) これから得る(予定 月 日) 4) JAHISの資料取扱い規程を順守しているか ① している ② していない (JAHIS規程5019号 JAHIS資料取扱い規程)		
起案組織における検討の結果または意見等		
戦略企画部会議・運営会議承認条件等 記入欄		

(注1) 外部からの依頼の場合、先方よりの依頼書を添付してください。

(対外活動会員の心得)

1. 本会の統一見解を陳述する必要がある場合、その内容によっては即答を避け、宿題として保留させてもらうことを考慮する。
2. 本会代表であることの意識を常に持ち、活動内容が自社のPRにならないよう注意する。